

平成 28 年度 事業計画

I. 基本方針

平成 28 年度は、平成 29 年 4 月 1 日から施行される社会福祉法の一部改正に伴う社会福祉法人制度の改革に伴い、①経営組織のガバナンス強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律強化、④公益的な取組を実施する責務、⑤行政の関与の在り方、以上 5 項目についての準備年度とする。

収支については、平成 27 年度の介護報酬のマイナス改定の影響により、引き続き厳しい運営が予想されるため、安定した経営基盤を強化する必要がある。

このため法人運営を円滑にしていくための施策として、公益財団法人鉄道弘済から借り入れているケアハウス弘陽園の新築資金借入金と利息の返済延期の他、通所介護事業、委託事業を見直し、介護報酬及び事業委託費の増収を図っていく。

経費節減としては、照明の LED 化の推進による節電や、生ごみ処理機の導入による廃棄物処理関連の経費節減等に取り組んでいく。

平成 26 年度からの 3 ヶ年の「中期経営計画 2016」も 3 年目の最終年度になり、目標実現に向けて進めていくとともに、継続性と安定性をめざしていくため、平成 29 年から 31 年度までの「中期経営計画 2019」を策定する。

職員採用については、平成 27 年度に引き続き採用が大変厳しくなっている。介護職員等の職員確保のため、介護専門学校等への早めの求人募集、学校訪問、求人広告等により幅広く募集をかけて職員確保に努力する。

さらに、利用者サービスに関する情報公開、第三者評価の受審、地域の介護・保育ニーズに積極的に対応しながら、事業の充実を図っていくこととする。

Ⅱ．実施計画

1．法人共通事項

(1) 中期経営計画の策定

法人運営の安定した継続を目的として、平成29年度から31年度までの3ヵ年を実施期間とする「中期経営計画2019」を策定する。

(2) 法人運営の安定化

公益財団法人鉄道弘済会と連携し、社会福祉法の改正に向けた対応、経営改善、体制強化、ガバナンスのあり方等将来の構想等について共同検討を進める。

(3) 社会福祉法の改正にともなう対策

社会福祉法の一部改正に伴う社会福祉法人制度の見直しのうち、平成28年4月1日施行となる地域における公益的な貢献の取組みの検討、また平成29年4月1日施行となる経営組織の見直し、財務規律の強化について検討・実施を図る。なお、会計監査については平成28年度から監査法人による監査を受け、財務の適正化を図っていく。

(4) 地域福祉の推進

社会福祉法人の社会貢献活動の実施に向け、三鷹市との連携を図り、地域の実情を考慮したメニューの検討をおこなっていく。

(5) 人材の確保と定着

介護士・看護師等採用が難しい専門職の確保に向け、採用チームによる求人活動の見直しを検討する。また、平成28年度においても「介護職員処遇改善加算」を活用し賃金の増額を図る。また、福利厚生面の改善に努める。

「介護職員処遇改善加算」制度の対象にならない職種の職員についても法人の負担において処遇改善に努めていく。

2. 施設サービス事業部の重点的取り組み事項

(1) 個別性を尊重した質の高いサービスの提供

- ① 日頃から利用者一人ひとりの心身状況やその状態変化の把握に努める他、ケアカンファレンスへの本人及び家族の参加を促進し、利用者の視点に立った個別性を尊重したケアプラン及び個別支援計画書の作成及び実践に努める。
- ② 自立している利用者には、クラブ活動や行事の充実など介護予防への取り組みを強化する。

(2) 職場環境の改善

慢性的な職員不足に対処するため、資格取得支援の充実、段位制度の導入等による本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスシステムの構築などに取り組む。働きやすい職場、就職したい職場、辞めたくない職場になるよう、業務の見直し、腰痛対策、メンタルヘルスケアの充実を図る。

特に、腰痛対策においては、介護職員の腰痛発生の原因等を把握し、業務の効率化や介護技術の習得などにより、精神的、身体的負担の軽減を図る。

(3) 老朽設備及び備品類の計画的更新

施設設備の維持管理のため、定期的な点検と必要な補修を実施する他、耐用年数を経過したり、経年劣化したりしている備品などの設備の更新を計画的に進める。

(4) 感染症対策の強化

感染症（特にインフルエンザ、ノロウイルス胃腸炎）についてはマニュアルにそった確実な予防対策を実施する。衛生委員会での検討、強化期間（11月～3月）前の職員全員に対する研修指導、予防対策ならびに発生時の対応（マスク、手袋、消毒、隔離など）の確認、職員および利用者のインフルエンザワクチン接種などを行って感染症対策を徹底する。

【特別養護老人ホーム 弘済園】

特別養護老人ホーム 利用定員 100名

短期入所生活介護施設 10名

(1) 経営基盤の改善

- ① 介護報酬改正による減収及び低下している利用率への対策として、入所選考委員会を毎月開催し、長期入院や逝去による欠員の新規受け入れを速やかに行う。
- ② 食費の公費補助対象外である、第4段階（住民税課税世帯）の入所者の食費の値上げを実施する。
- ③ オムツの使用状況や方法及び単価の見直し、節電の徹底等により事業費の削減を進める。
- ④ 短期入所の高利用率を継続的に確保するため、新規利用者の開拓に努めるほか、緊急ショートの手入れも含め、長期利用者及び入院者の状況により、空床の有効利用を図る。

(2) リスク管理の強化と安心・安全への取り組み

介護事故予防や防災等に対する職員のリスクマネジメント能力の強化と問題意識向上のため、研修、勉強会を実施し、安全な介護技術の確認や医療知識の習得を図る。

(3) 業務体制の見直し

慢性的な職員不足に対し、法人本部と連携して必要人数の確保を継続的に進める他、フロアの配置人員や業務体制の見直し等を行い、効率的な運用に努める。

【養護老人ホーム 弘寿園】

利用定員 50名

(1) 介護予防に重点を置いた心身機能の維持

- ① 介護保険サービスや医療保険サービスの導入

身体的、認知的に支援が必要な方には、訪問系・通所系サービスの利用に繋げていく他、要介護、要支援の認定がされていないが、足腰が弱くなって

きている方に関しては、訪問マッサージ等の利用を進める。

② 身体を動かす機会を増やす

民謡踊り、ストレッチ体操、さわやかゆめ体操等を実施し、身体を動かす機会を作る。また、施設内外の清掃等のボランティア活動への参加を通じて、自己の有用感を感じられるように支援する。

(2) 社会資源の活用と地域交流、地域貢献

ボランティアの活用、地域の清掃活動など、社会資源の活用や地域との関わりを増やしていく。

(3) 緊急時、災害時に対する取り組み

夜間緊急時の対応マニュアルの整備を行い、他施設に応援要請をした時でも連携がスムーズに行えるようにする。また、緊急時及び災害時に必要な物品の再検討を行うほか、日頃の防災訓練の充実を図る。

【ケアハウス 弘陽園】

利用定員 60名(一般型20名・介護型40名)

(1) ユニットケアの特徴を活かしたサービスの向上

24時間シートの質の向上により、利用者一人ひとりの生活習慣など全体象を把握し、きめ細かなサービスに繋げていく。また、現在のシフトや業務の分析と見直しを行い、ユニットケアの特質を活かした寄り添う支援ができる体制を検討するため、先駆的に実践している施設の見学や勉強会を行う。

(2) 看取りケアの充実

利用者本人、家族の希望に沿った看取りケアを実践するため、多職種協働で支援体制を確立していく。また、看取り後は振り返りを行い職員のスキルアップと今後の支援の充実を図る。

(3) 一般型利用者に対する取組みの充実

- ① 「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始されることから、地域包括支援センターや他機関との連携を強化し、利用者への情報提供を継続的に行う。
- ② 要支援利用者及び要介護1以上で介護型への転居待機者が今後さらに増加することが予想されるため、ケアマネジャーとの連携を図りながら、担当職員の関わり方及び外部サービスの導入による生活支援のあり方の検討と工夫を行う。

3. 地域サービス事業部の重点的取り組み事項

【弘済ケアセンター・三鷹市高齢者センターけやき苑・岡田さんち 共通事項】

(1) 制度改正への対応

「地域包括ケア」の構築を目指す今回の制度改正について、その内容及び保険者（市）の方針について、正確な情報の把握に努め、当法人として取り組むべき課題を整理する。

三鷹市による「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行に伴い、部全体の事業実施体制や方針について、中長期的な展望を検討する。

地域包括支援センターでは、今回の制度改正で機能強化を進めるとして位置付けられた、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの充実・強化、認知症施策の推進、地域包括ケア会議の推進という4つの重点項目について、前年度に引き続き、積極的に推進する。

(2) 通所介護事業に関する制度改正への対応

- ① 要支援認定者等に対する予防通所介護は、市による「介護予防・日常生活支援総合事業」に、今年度4月以降順次移行する。保険者（市）や同業の他事業所の動向を見据え、効率的な事業運営体制を工夫し、現利用者の理解を求めつつ、極力混乱を避けながらの移行を目指す。
- ② 「介護予防・日常生活支援総合事業」における通所介護は、原則として2～3時間程度の短時間滞在とし、午前と午後で異なる利用者にサービスを提供することにより、要支援認定者等の受入れ人数を若干拡大しながら、定員と職員体制は現状を維持する。

③ 「介護予防・日常生活支援総合事業」における予防通所介護の定員枠を現状維持とする一方で、居宅介護支援事業者や地域包括支援センターとの連携に努め、要介護認定者を対象とする通所介護の利用者増を図る。

(3) 認知症対応型通所介護事業に関する制度改正への対応

設置が義務付けられる「運営推進会議」について、構成メンバーや開催頻度等の条件に関する情報の収集に努め、今年度中に設置する。

(4) 居宅介護支援事業

算定可能な加算について、運営規準を遵守しつつ、積極的に算定する。サービス提供機関との連携を密にすることで、利用者の日常生活に関する情報の収集に努め、カンファレンスを通じて、よりの確なアセスメントを実現する。他事業所の見学、事業者連絡協議会の企画や地域包括支援センターのケアマネ交流会への参加を通じて、地域の社会資源を把握し、居宅介護支援計画の作成に、積極的に活用する。

(5) 2施設の協力体制の確立と運営内容の標準化

2センターの主任会、所長会の連携を密にし、部内全体の協力体制を確立し、提供するサービス内容の標準化を図る。プログラムの内容や、業務推進体制の工夫等について、センター間の情報交換を密にし、サービスの質の向上を図る。制度や施策、利用者の理解や支援方法に関する勉強会を実施する。

【弘済ケアセンター】

利用定員 57名

(1) 通所介護事業

通所介護事業全体の定員枠45名、職員配置は現行のままで、介護予防・日常生活支援総合事業については、午前5名、午後5名の計10名程度を定員とし、要介護認定者を対象とする通所介護は、一日40名程度を定員とする。予防対象者の「介護予防・日常生活支援総合事業」については、専用のプログラムを設定し、通所型サービスに依存しすぎることなく、地域の様々な場に積極的に出かけて、利用者個々が、それぞれの地域で支えあう生活を実現することを働きかける。

当面は、これまでの予防通所介護と同じ国の基準による通所型サービスを継続しつつ、将来的には三鷹市が独自に設定した国の基準を緩和した通所型サービスへの全面移行が想定されることから、利用者の生活支援という使命と事業所の安定的な運営について、バランスを取り、事業所としてのあるべき姿を模索する。

(2) 認知症対応型通所介護事業

認知症対応型通所介護では、短期入所サービスを併用する利用者の増加に伴い、利用率が低迷していることから、利用者個々のサービス利用状況の把握に努め、空きのある日への暫定的な利用回数増を積極的に働きかけ、利用率の向上を目指す。

(3) 三鷹市の委託事業

介護保険事業以外の三鷹市からの委託事業の内、地域生活支援介護予防事業と高齢者・障害者言語リハビリテーション事業については、新たな市による「介護予防・日常生活支援総合事業」に関する動向を踏まえつつ、健康推進課、高齢者支援課との協議を深め、本事業の今後の位置づけについて検討し、円滑な移行に向けて準備する。

配食サービスでは、安全・確実な配達体制を維持するよう努める。

高齢者生活援助員派遣事業では、高齢化に伴い、要介護高齢者や精神疾患を持つ入居者が増加しており、生活援助員の負担も増大しているため、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携を強化する。

これまで、地域包括支援センターで実施してきた認知症予防を目的とする「脳の健康弘済園教室」を、弘済ケアセンターの受託事業の一つに位置付ける。6ヵ月1クールで実施していたが、今年度より4ヵ月2クールに定員を拡大して実施する。今年度は、一般予防施策の位置付けではあるが、「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行を見据え、各地域包括支援センターとの連携を強化しながら、事業を実施する。

(1) 指定管理事業所としての効率的な運営

サービス内容・質の向上を常に目指し、利用者が抱える障がいなどの重度化や多様化に、高い水準で対応できる施設を目指す。また、利用率の向上を目指すと共に、委託業務や保守管理等の見直しや節電等による経費の節減を行い、効率的な事業運営に努める。

エアコン、冷凍冷蔵庫、非常用発電機、エレベーターなどの備品等、利用者直接影响到する設備で、開設以来20年以上経過するものについては、早期に更新できるように市と協議をしていく。また、照明器具のLED化など、経費の節減につながる設備の更新についても計画的に実施する。

(2) 通所介護事業

通所介護事業全体の定員枠45名、職員配置は現行のままで、介護予防・日常生活支援総合事業については、午前5名、午後5名の計10名を定員とし、要介護認定者を対象とする通所介護は、一日40名を定員とする。予防対象者の定員枠を維持しつつ、介護対象者の利用者増を図ることにより、収入増を目指す。予防対象者の「介護予防・日常生活支援総合事業」については、通所型サービスに依存しすぎることなく、地域の様々な場に積極的に出かけて、利用者個々が、それぞれの地域で支えあう生活を実現することを働きかける。当面は、これまでの予防通所介護と同じ国の基準による通所型サービスと三鷹市が独自に設定した国の基準を緩和した通所型サービスを継続しつつ、将来的には三鷹市が独自に設定した国の基準を緩和した通所型サービスへの全面移行が想定されることから、利用者の生活支援という使命と事業所の安定的な運営について、バランスを取りつつ、事業所としてのあるべき姿を模索する。

(3) 認知症対応型通所介護事業

認知症対応型通所介護については、重度の認知症の方へのケア技術を更に向上させるために、勉強会や検討会、研修の参加を積極的に行う。

(4) 専門業者への委託による食事サービスの質の維持

食事サービスについては、業者への業務委託を継続しつつ、月1回の給食会議や日常の検食等、業者側との意思疎通を密に行い、連携を円滑に行いながら、質の高い給食の提供を目指す。特に現状で課題としてあがっている「暖かい食事の提供」や「見た目に楽しい食事の提供の仕方」については、意見交換と検討を重ねながら、食器の拡充を含めて、早期実現を目指す。

【岡田さんち】

利用定員 10名

前年度末の通所介護事業の廃止に伴い、介護報酬・利用料の請求等の残務処理を確実に行う。器具・備品の法人内での有効活用を検討・実施する。土地・建物については、将来、法人の事業拡張や設備改修に役立てられるよう、有効な形での整理方法を検討する。

【三鷹市東部地域包括支援センター・三鷹市西部地域包括支援センター】

(1) 総合相談・支援

担当圏域の地域ケアネットワークを始め、関係者・団体等とのネットワーク構築を目的とした働きかけを積極的に行い、地域包括ケアシステムの拠点の一つとして機能できるよう連携体制の強化を図る。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント

包括的・継続的ケアマネジメント実践力を養うため、地域の介護支援専門員のニーズに応じた研修・事例検討・情報提供等を、ケアマネ交流会や地域包括ケア会議の場を活用して行う。

(3) 権利擁護

サービス提供事業や民生委員等の地域の関係者への高齢者虐待、権利擁護に関する啓発をさらに強化する。高齢者虐待等の困難事例の蓄積を行い、事例問題点等の分析を継続する。「三鷹版虐待対応の支援メニュー選定表（仮）」の作成を進め、その活用により、市内の虐待対応にかかわる職員の専門性の向上を図

る。

(4) 介護予防ケアマネジメント

基本チェックリストに代わる有効な実態把握の手段を検討する。介護予防のために、地域の関係者や団体等との連携を強化し、配慮や見守りの必要な高齢者の情報を適正に把握・共有し、必要な対応を行う。地域診断の実践力を高め、担当地域の課題やニーズを把握し、地域の社会資源の開発や支援の担い手の育成に努める。

(5) 介護予防支援

「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始に伴い、地域全体が介護予防への関心を高め、共に支えあう意識を持てるよう、介護予防教室や様々な地域の集まりの場を活用して、啓発活動に取り組む。「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象者の適正な把握に努め、相談からチェックリストによる評価、地域資源の利用への流れが、円滑に進められるよう体制を整備する。

(6) 地域包括ケア会議の充実

地域包括ケア会議（1層）を定期的で開催し、個別ケースの事例検討を積み重ね、地域課題を抽出する。地域支援連絡会との一体的実施も視野に入れて、日常生活圏域・担当地区全域（2層）の地域包括ケア会議のあり方について検討する。

(7) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護の連携に関する地域課題の抽出と対応策の検討を行うため、「三鷹市在宅療養推進協議会（仮）」を三鷹市が設置することに協力する。これまで多職種連携ワーキンググループで取り組んできた、研修や市民フォーラムについても発展的に継続する。新たな協議体を設置する一方、介護保険事業者連絡協議会での医師による研修や、医師会が進めている ICT（情報通信技術）を活用した多職種ネットワーク構築事業、緩和ケア地域連携勉強会、精神科医療地域連携事業症例検討会などの、既存の取り組みや協議の場、研修の機会との整理と、効率的な運営体制を検討する。

(8) 認知症施策の推進

もの忘れ相談シートの周知・啓発に努め、実際の業務の中での利用促進を図る。

「認知症にやさしいまち三鷹の推進」の一環として、市と共催で、市民向けの認知症に関する啓発活動を開催する。地域の各種団体や住民に対して、認知症サポーター養成講座の開催を積極的に働きかける。また、子供向け講座や卒業生向けの講座・活動の場についても検討する。「認知症アウトリーチチーム派遣事業」を有効活用し、認知症地域支援推進員や認知症疾患医療センター（杏林大学医学部附属病院）との連携を図る。認知症初期集中支援推進事業、認知症ケアパスの検討に着手する。

(9) 地域ケアネットへの参画

「地域ケアネット東部」「地域ケアネットにしみたか」への参加・協力を継続しつつ、担当圏域内の関係者や団体とのネットワークの構築に努め、今後の連携体制（介護予防・認知症ケア・虐待予防・防災対策など）の強化を図る。

(10) 法人独自の地域への働きかけ

東部では、地域住民を対象とした東京弘済園まつりにおいて、地域包括支援センターの周知を図ると同時に、福祉セミナーや体力測定、福祉用具や介護食の紹介、相談コーナーの開設等を継続する。

西部では、広報誌「inogin」の取材、発行により、住民や住民組織とのつながるきっかけをつくり、社会資源の把握、開発、マッチングへの取り組みをする。「地域サービスデー」の開催、地区公会堂での相談サロン、出張相談や体操教室等の独自の地域での活動を継続する。

4. 保育事業部門の重点的取り組み事項

【 弘済保育所（おひさま保育園） 】

利用定員 60名

(1) 高齢者施設との世代間交流

高齢者施設に併設された特色を生かし、世代間交流を深める保育をする。

(2) 障がい児保育

保育を必要とする障がい児の保育の場としての機能を整備する。部外研修、園内研修をとおして障害理解・障害特性を知り、障がい児の発達支援をおこなう。

(3) ボランティア・職場体験・育児体験の受入

小学生・中学生・高校生・大学生の職場体験や育児体験の場として活用していただき、社会勉強と人間形成に役立てる。充実した体験ができるよう、また、園児に過大な負担がかからないよう人数に配慮する。(1日3～4人まで)

(4) 保育支援システムの導入

保育支援システムを導入することにより、保育業務をより効率よく処理し保育サービスの向上を図る(登降園時間管理、日誌、園児の成長記録・指導計画等)

(5) AEDの設置

AEDを設置して心肺停止などの緊急時に対応できるようにし利用者の安心安全を図る。

5. 食事サービス及び総務関係部門の重点的取り組み事項

【 食事サービス課 】

(1) より質の高い食事サービスの提供

他職種との緊密な連携のもと、利用者の身体状況に応じた栄養ケアマネジメ

ントを行い、プランの達成度を把握するため、モニタリングや定期的な体重測定を行い、栄養改善に努める。

また、個々の状態に合わせ、より食べやすい食形態にするため、ソフト食の実現に向けて検討していく。

(2) 非常食の管理

災害時に備え、施設利用者と職員の人数分を最低3日分用意し、定期的に入替えを行う。また賞味期限をみながら、計画的に日常の献立に組入れ、無駄のないように使用する。

(3) 衛生管理

衛生委員を設け、衛生管理点検を実施し、自己確認と厨房内の清潔、機器の清掃を徹底するよう指導する。

(4) 栄養業務の効率化をはかる

栄養業務ソフトの改善により、栄養業務の効率化を図る。食材の単価見直しにより、予算内の食・捕食提供を行う。

(5) 生ゴミの経費削減

生ごみ処理機を導入することで生ごみの処理費用の大幅削減を目指す。

【 総務課 】

(1) 財務管理の改善

監査法人、プロジェクトチームによる財務改善の検討に基づき、適正化に向けた現行の会計システムの改修・構築を図る。

(2) 法人内研修の計画の再検討と個人研修計画表の作成への着手

法人全体の内部研修の年間計画を、各部署の担当者と相談しながら再検討する。個人研修計画表の作成に着手する。